早島町告示第208号

公募型プロポーザル実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり提案を募集する。

令和８年11月16日

早島町長　　佐 藤　博 文

早島町立早島小学校給食調理等業務委託に係る業務公募型プロポーザル実施要領

早島町立早島小学校（以下「早島小学校」という。）の調理・洗浄・設備維持管理等の業務（以下「調理業務等」という。）に係る委託事業者を公募型プロポーザル方式により募集するに当たり、その募集要領を次のとおりとする。

１　事業の名称

早島町立早島小学校給食調理等業務委託（以下「委託業務」という。）

２　目的

学校給食法の目的に沿って、安全・安心でおいしい学校給食の調理業務等のできる事業者を広く募集する。選考は、公募型プロポーザル方式により行い、最も優秀であると認めた者を優先交渉権者として決定する。

３　早島小学校給食調理場の概要

（１）所在地　　都窪郡早島町早島1297-1

（２）施設

ア　構　　造　　鉄筋コンクリート３階建て１階

イ　調理場面積　　295㎡

ウ　熱　　源　　電気、プロパンガス

エ　給食開始日　　令和９年度第１学期から

（３）調理方式　　ドライ方式

（４）給食内容　　小学校完全給食

副食は３種の献立調理とする。なお、主食のパン・

麺と牛乳等は、別業者が直接学校に配送している。

（５）食器類　　ＰＥＮ樹脂製個別容器、トレイ、箸、スプーン、フォーク等

（６）年間給食予定日数　約１９５日

（７）調理数　　約９６０食／日

４　委託業務の概要

（１）物資検収時の受取、検温、格納業務

（２）調理業務（アレルギー対応食の調理を含む。）

（３）原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務

（４）配缶業務

（５）食器・食缶、調理器具等の洗浄・消毒及び保管並びに日常点検業務

（６）残食等の計量及び処理業務

（７）調理設備等管理業務

（８）衛生管理業務

（９）調理場稼働準備期間における稼働準備業務

(10) 前各号に附帯する業務

５　業務履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

６　優先交渉権者決定方式

優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定する。

７　委託料

１３２，５００千円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

委託業務に係る費用は、業務履行期間をとおして上記の範囲内で提案すること。

（１）消費税及び地方消費税の取扱い

委託業務における税率は、１０％により提案すること。

（２）委託期間中に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた場合の措置税率が引き上げられた場合は、その委託料に改正された税率で再計算し変更契約する。この場合、見積内訳書（様式 14－2）に記載の見積額に基づき、１カ月ごとの委託料を町に提出すること。

（３）物価変動に伴う委託料の改定

委託料改定の対象は委託料のうち人件費のみとする。

ア　参照指標

改定に使用する指標は「毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省）_きまって支給する給与_指数及び増減率_一般労働者（５人以上）_宿泊業、飲食サービス業の指数（確定値)」とする。

イ　改定方法

改定に当たっては、下記の計算方法に基づき各年度４月１日以降の人件費を改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。人件費の改定は１年に１回とする。

ただし、初年度（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）分は改定しない。

ウ　Ｎ年度の改定方法

Ｎ年度の人件費は、Ｘ年１２月（前回改定時）の指標と（Ｎ－１）年１２月の指標とを比較して１．５％以上の変動があった場合、（Ｎ－１）年度の人件費に、Ｘ年１２月の指標と（Ｎ－１）年１２月の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる）を」乗じて改定する。

なお、第１回目の改定は、令和８年１２月と令和９年３月の指標により算定する。

計算方法：令和Ｎ年度の人件費改定方法

$$Pn = P(n-1) \times 改定率n$$

Ｐｎ：　Ｎ年度の人件費

Ｐ（ｎ－１）：（Ｎ―１）年度の人件費

改定率ｎ：Ｎ年度の改定率

＝（Ｎ―１）年１２月の指標/Ｘ年１２月（前回改定時）の指標

ただし、「0.985＜改定率ｎ＜1.015」の場合は、Ｎ年度の人件費の改定は行わないものとする。

８　応募資格

（１）応募資格者の資格要件

応募資格者は委託期間中、安全かつ円滑に調理業務等を実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の要件を満たしていること。

ア　法人格を有していること。
イ　岡山県内に本社・支社・支店・営業所等があること。または、業務開始までに岡山県内に設置することができること。
ウ　小学校又は中学校の学校給食調理業務について、１調理場当たり１日９６０食以上の提供実績を有し、かつ受託実績が３年以上あること。

（２）応募資格者の制限

次のいずれかに該当する法人等は応募できない。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する法人等
イ　他の自治体において学校給食調理業務委託を解除され、その解除日から１年を経過しない法人等（法人等の責めに帰すべき事由による場合に限る。）
ウ　税（国税、都道府県税及び市町村税）を滞納している法人等
エ　手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等
オ　差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等
カ　破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等
キ　会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない法人等
ク　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
ケ　過去３年以内に学校給食において食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の営業停止処分を受けた法人等
コ　募集要領等説明会に出席していない法人等
サ　参加表明書を提出していない法人等
シ　参加表明書及びその添付書類に虚偽の記載がある法人等
ス　その他仕様書に記載されている業務上に必要な条件を履行できない法人等

９　応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応

募資格確認後から審査結果の決定日までに、応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は無効とする。

１０　公募スケジュール

（１）募集要領配布期間　本公告日から１１月２５日（水）まで

（２）募集要領等現地説明会　令和８年１１月３０日（月）

（３）参加表明書提出期限　令和８年１２月８日（火）

（４）質問書提出期限　令和８年１２月８日（火）

（５）質問に対する回答　令和８年１２月１５日（火）

（６）応募資格審査結果通知　令和８年１２月１５日（火）

（７）提案書提出期間　令和８年１２月２２日（火）から１２月２４日（木）まで

（８）書類審査結果通知　令和９年１月６日（水）

（９）提案説明会及び審査委員会による審査等　令和９年１月１５日（金）（予定）

（１０）優先交渉権者の発表　令和９年１月２２日（金）（予定）

１１　募集要領等の配布

（１）配布方法

募集要領等の関係資料については、早島町教育委員会ホームページからダウンロードすること。

（２）配布資料

ア　早島町立早島小学校給食調理業務等委託事業　募集要領

イ　早島町立早島小学校給食調理業務等委託事業　仕様書

ウ　仕様書様式集

エ　応募様式集

オ　早島町立早島小学校給食調理業務等事業者　選定基準書

１２　募集要領等説明会及び調理場見学会

募集要領等説明会を次のとおり開催する。本委託事業への応募を希望する場合は、募集要領等に係る説明会への出席を必須とする。

（１）日時

令和８年１１月３０日（月）１０時３０分～１１時３０分（受付１０時）

（２）場所

早島町立早島小学校

（３）持参物

直近半月以内の検便検査結果（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌及び病原性大腸菌０－１５７）、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク）、調理用靴（汚染・非汚染区域用）

（４）その他

ア　募集要領等説明会出席希望者は、令和８年１１月２７日（金）１５時までに、募集要領等説明会参加申込書（様式第１号）を事務局へ持参又は電子メールにて提出すること（電子メールの場合は、送信後電話で連絡をすること。）。連絡がない場合は、募集要領等説明会への参加を断る場合がある。

イ　参加人数は、１団体２名までとする。

ウ　説明会では、募集要領等を配布しないので、必要に応じて各自で持参すること。

エ　駐車スペースが限られているので、乗り合わせて来ること。

１３　質問の受付・回答

質問の有無について下記のとおり受け付ける。なお、電話及び口頭等による個別の対応はしない。

（１）受付期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１２月８日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日には受け付けないこととし、時間は、１０時から１６時までとする。）

（２）提出資格

募集要領等説明会に出席した者

（３）提出方法

質問書（様式第２号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出（送信後電話で連絡をすること。）。

（４）回答

ホームページに公開する。

１４　参加表明書（兼応募資格審査申請書）

（１）受付期間

令和８年１２月８日（火）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日には受け付けないこととし、時間は、１０

時から１６時までとする。）

（２）提出書類

ア　参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第３－１号)、応募資格要件確認誓約書兼確認同意書（様式第３－２号）

イ　事業者の概要（様式第４号）（沿革、組織、本社・支社・営業所の概要の分かるパンフレット等）

ウ　受託業務実績書（様式第５号）令和８年度の応募資格の基準日までにおいて、通算３年以上１日９６０食（１調理場）以上の学校給食調理業務の受託実績があることを証明する書類（契約書の写し及び仕様書）を添付すること。

エ　納税証明書（滞納の無い証明書）※令和８年４月１日以降に発行されたものの原本

（ア）国税（法人等名義の法人税及び消費税）

（イ）都道府県税

（ウ）市町村税

※　法人等の本社の証明は、住所地にかかわらず必須とし、支社や営業所等が岡山県内にある場合は、本社の証明に加え、支社や営業所等の国税・岡山県税の証明も提出すること。

オ　法人等の履歴事項全部証明書※令和８年４月１日以降に発行されたもの

カ　委任状（任意様式、本社が支店・営業所へ参加表明書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合のみ）

（３）提出方法

ア　早島町教育委員会学校教育課へ持参または郵送のこと（提出期限までに必着のこと。郵送の場合は書留にすること。）。

イ　参加表明書（兼参加資格審査申請書）以外の添付書類は、A４版フラットファイルに編冊の上、提出のこと。なお、ファイルの表紙及び背表紙に「参加表明書」及び「法人等名」を記載すること。

１５　応募資格審査

本町は、応募資格の確認審査を「１４参加表明書（２）提出書類」により実施し、この募集要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、令和８年１２月１５日（火）にその結果を参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第３－１号）に記載の電子メールアドレスへ通知する。なお、資格不備の場合は無効とする。

１６　提案書類等の受付

（１）受付期間

令和８年１２月２２日（火）から令和８年１２月２４日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日には受け付けないこととし、時間は、１０時から１６時までとする。）

（２）提出方法

早島町教育委員会学校教育課へ持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

（３）注意事項

貸借対照表及び損益計算書は、提出日現在の最新事業年度分とすること。

（４）提出書類

ア　提案書（様式第６号～様式第１３号）

イ　見積書（様式第１４－１号、様式第１４－２号）

ウ　定款

エ　貸借対照表及び損益計算書

（５）提出部数

提案書は、原本を１部、副本を８部の合計９部提出すること。

（６）提案書類の作成方法

ア　Ａ４版用紙を用い、横書き、左綴じとし、ページ番号を付番すること。

イ　仕様書に基づき（４）提出書類を作成すること。

ウ　提案書及び見積書は、ホームページからダウンロードしたデータにより作成し、様式や記載項目等を変更、削除しないこと。

エ　提案書及び見積書は「事業者名・代表者職氏名」を記載した表紙を付けること。

オ　見積書の作成方法

（ア）見積金額は、業務履行期間の合計金額を記載すること。

（イ）見積書（様式第１４－１号）の詳細な内訳として見積内訳書（様式第１４－２号）を添付すること。

（ウ）人件費については、業種別の賃金体系表（任意の様式）を添付すること。

（エ）厨房内消耗品用品、衛生用品及び清掃用品については内訳書（任意の様式）を添付すること。

（オ）契約額は、見積書に記載された金額とする。

（カ）見積額が「７委託料」に記載する金額を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は、無効とする。

（キ）見積書には、会社印及び代表者印を押印すること。

カ　提案書の内容について

疑義が生じた場合は担当者に問い合わせをすることがあるが、修正の必要が生じた場合でも、修正することはできない。

１７　審査方法

公募型プロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため、早島町プロポーザル審査委員会設置規程に基づくプロポーザル審査委員会を設置し、審査を実施する。